

令和元年度 第2回茨木市自転車利用環境整備計画 協議会 会議録

1 日 時

令和元年（2019年）11月20日（水）13時02分～14時21分

2 場 所

茨木市役所 南館8階中会議室

3 議 題

- ・第1回協議会の主な意見とその対応について
- ・今後の取り組みについて

4 出席者

委員7名

塚口会長、西田委員、小笠原委員、藤本委員、小島委員、藤田委員、
鈴木委員

事務局 11名

井上副市長、中田建設部長、藤田次長兼道路交通課長、西野建設管理課長、
山脇道路交通課参事、宮本道路交通課課長代理、奥村交通安全係長、
野村駐車場係長（建設管理課）、服部道路交通課主査、戸田道路交通課主査、
野村道路交通課職員

5 欠席者

猪井副会長、山口委員、小田委員

6 開催形態

公開（傍聴者2名）

7 会議の内容（概要）

（1）開会にあたり事務局説明（事務局 山脇参事）

〔配付資料の確認。資料1～資料4〕

（2）開会あいさつ（事務局 井上副市長）

- ・今回は、前回の協議会で頂いた意見に対してどう考えていくのかを主に議論したい。私が国土交通省の本省などで話を聞く中で、街なかを歩いて楽しめる街づくりをしていくという考えを持っている。全国各地で「ウォークブルシティ」の取組が始まっている。今日は自転車活用の議論を進めるが、自転車の位置付けをどうするかが今の悩むポイントになっている。車両は基本的に排除することになるが、茨木の状況だと歩行空間から自転車を完全には排除できない。ウォークブルな都市空間整備と自転車活用推進をどう折り合いをつけていくか、街なかでの位置付けも併せて自転車活用をしっかりと考えていかなければと思う。今回はそのような趣旨もあり、前回の意見についてだけでなく、全般にわたって意見を頂きたいと思っている。いろいろと議論をしながら良い計画としてまとめたいので、本日もよろしくお願ひしたい。

（3）議事1：第1回協議会の主な意見とその対応について 議事2：今後の取り組みについて

（会長）

- ・先ほどの副市長のあいさつは本質を突いたものであったと思う。歩行者と自転車の折り合いをどのようにつけていくのか、自転車対自動車の関係とは異なった面があるので、そのような点も踏まえて意見を頂きたい。
- ・本日の議事は二つあって、第1回協議会での主な意見とその対応についてと今後の取り組みについてですが、事務局から一括して説明してもらいます。

〔事務局より議事1と議事2について資料3と資料4を使って説明（約13分）〕

（委員）

- ・資料3「第1回協議会の主な意見とその対応について」の第1事項「自転車走行空間の整備済路線の事故件数等の改善状況」について、金沢市も同様に未整備路線と整備済路線に対しての評価をしているが、このような数字を出すのは具体になるので大変良い。
- ・資料3の第3事項「ピクトグラム設置以外の対応策の検討」については、規制速度の見直しと、ゾーン30エリアの設定も大事だ。
- ・資料3の第4事項「ヒヤリハット事例の積み上げ等を利用した危険個所の抽出と要因分析等の方向性の検討」について、交差点が一番事故の多い所だが、市民から要望の多い交差点を抽出する窓口などが特別にあるのか。
- ・交差点に自転車横断帯があるとないのでは交差点の横断方法が法的には変わってくる。警察庁の通達にも、自転車横断帯の撤去が対策として書いてある。自転車利用者の混乱を招かないよう、茨木市内においても自転車横断帯の見直しをお願いしたい。また、要望や事故の多い交差点の整理をどうされているのか方法や手法を教えてください。

(事務局)

- ・市民からの要望等は道路交通課が直接聴取している。
- ・自治会単位であれば行政との会合の機会に、小学校ではPTAを通じて、通学路対策で危険な箇所への対策要望を毎年頂いている。一般的には市全域の方から意見を道路交通課に頂いている。
- ・自転車横断帯については、茨木警察署と協議し、ピクトグラム・矢羽根を設置する区間については自転車横断帯を撤去しており、茨木市内で両方重なる箇所はない。

(委員)

- ・ピクトグラム・矢羽根を設置しない所も自転車横断帯の見直しをお願いする。

(事務局)

- ・はい。

(委員)

- ・資料3の第1事項について、未整備路線は何もしなくても44パーセント減ったのであれば、整備済路線が61パーセントしか下がらなかったという印象が残る。未整備路線の減少率と比較すると整備の効果はそれほどないのではないか。

(会長)

- ・事故件数は自転車関係だけなのか、あるいは事故全体なのか。

(事務局)

- ・未整備路線は、ハード整備を実施せず市内全体として44パーセント低下した。これは道路交通法の改正による自転車利用者への処罰の厳格化で、自転車に対しての強いルールの認識が付いたため、府内でも全国的にも事故件数は下がっている。ただし、人口千人に対しての事故件数をみたときに、大阪府全体と比較して茨木市はそれ以上に下がっている。これはこの自転車計画が役立ったと考えている。整備済路線と未整備路線を比べたときに、整備したほうが事故件数が大きく減少していることを示している。
- ・事故の内容は、警察が取りまとめた自転車に関連した事故、自転車対車、自転車対自転車、自転車対人、自転車単独の全部を拾い上げた数である。

(会長)

- ・資料3に記載されていることから質疑を進めていきたい。それぞれが発言されたところや、もちろん他の方が発言したところでも、資料3について何か気付いた点はあるか。

(委員)

- ・第6事項「自転車交通安全教育に関する資料の提供」の添付資料に、担当部署が一部書いていない所がある。茨木市においていろいろと自転車の交通安全に対しての効果が出ている中で、どこの部署が行っているかをはっきりと知る必要がある。今後それに基づいて議論ができるのではと思うが、そのあたりは追加可能か。市役所は道路交通課だけか。

(事務局)

- ・担当は一番下の関係団体の欄に書いてあり、ほとんどの部分で茨木市と茨木警察と茨木交通安全協会が入っている、交通事故をなくす運動茨木市推進本部という形で交通安全運動の活動をしている。担当として茨木市は道路交通課、警察は交通課、あと交通安全協会である。小学校や保育所側の担当者は、各所属の交通安全教育担当が予定を組んだりしている。
- ・茨木市側は、道路交通課を中心として対象者によって関係する部局には協力いただいている。道路交通課の中に交通安全係を置いて安全施設を設置するとともに、交通安全教室用の職員も、臨時職員、非常勤嘱託職員を入れて毎日のように外に出て活動はしている。また、自治会や企業から要望があれば出向いて交通安全教室をしている。その場合に警察の方にも協力していただいている。

(会長)

- ・第8事項「自転車駐車場の利用状況の一覧表の提供」について資料3の最後のページ、稼働率をどう算出したのか、分母・分子を明記してほしい。

(事務局)

- ・1年間の有収利用台数を365日で割った1日あたりの有収利用台数を分子として、各駐輪場の駐輪定数を分母としている。駐輪場所の占有時間は考慮していない。

(会長)

- ・稼働率で完全に混雑状況が分かるかというところとちょっと無理なところもある。季節変動や曜日や時刻による変動もあることを理解した上で、全体として92.5パーセントの稼働率だからバランスが取れているという結論で了解する方もいれば、問題があると思う方もいる。少なくともどう数字を算出したのかを書いていただきたい。数字の評価についてはそれぞれの立場で判断される。
- ・資料4の中間見直し冊子案については、今お気付きの点について意見・質問をいただきたい。

(委員)

- ・今後、いろいろな面で自転車の利用に関する教育が進んでいく中で、教育が進んで理解が深まり、原則どおり全ての自転車が車道を走るようになった場合に、インフラがきちんと機能するのか、確実に事故の減少につながるのかの予測・シミュレーションはされているのか。

(事務局)

- ・交通事故ゼロを目指しつつ、なかなかゼロにならないのは交通事故全般の話だと思う。インフラ整備が重要になることから、現在では新たな都市計画道路を検討する際には幅員の中に自転車レーンを入れることになっている。道路改良をする場合については、整備の幅員構成を変えることで、自転車の利用が多い所では自転車が走るスペースを設けることは進めている。ただし、生活道路では今の道を広げることは難しいため、実際にはルールの啓発やピクトグラム等を入れたりしながら、少しでも事故がなくなるように考

えている。シミュレーションするのはなかなか難しいが、そのように進めていくよう考えている。

(会長)

- ・交通容量的な議論はなかなか難しいと思う。そもそも自転車道あるいは自転車通行帯の交通容量はどう考えるか。単に単路部で、信号もない、交差点もない所での交通容量は比較的簡単に分かるが、交差点や信号がある場合はどのくらいの自転車がさばけるのかはケース・バイ・ケースでかなり難しい話だと思う。委員の質問に対する答えがすぐには出なくても、自転車通行帯等がどのくらい安全に通れるのか考えなくてはならないことを念頭に置いていただきたいと思う。正面から取り組むと難しいことであると思う。

(委員)

- ・資料4の52ページの計画の数値目標について、目標達成済の項目は次にどんな形の数値目標を提示するのか。

(事務局)

- ・残りの計画期間の5年間を考えた場合、追加の指標設定や新たな数値目標の設定は難しいと考えている。ただし数字として、茨木市としてはこれ以上に事故件数や放置自転車数を減らすように進めていきたいと考えている。いまひとつできていない満足度の向上を意識しながら、皆さんに対して安全な自転車通行空間の整備なり、交通安全ルールの徹底はしようと思う。数値目標に関して、今のところは見直しは考えていない。

(委員)

- ・せっかくなのでさらに高い数値目標を設定してもいいのではないかと。

(事務局)

- ・協議会の趣旨からすれば、委員の意見に基づき協議会として数値目標の変更を求めることができる。事故件数や放置自転車数の数値目標をどこまで下げることが可能なのかについては判断が難しいが、ご意見があれば次回までに連絡をとりながら調整はできると思う。ただし、ここからさらに大きく下げることが可能かどうかはわからない。

(会長)

- ・基本的には中間見直しなので、最初に設定した目標値を達成できていないものも、達成したものもそのままにしておくのが一般的かと思う。ただし、努力ということで、事故や放置台数を、現状より後半でさらに減らしたいという目標設定は可能かと思う。委員の皆さんの考えはどうか。
- ・事故や放置自転車台数を今後も徐々に減らす姿勢は大切だと思うが、新たに目標設定する場合、例えば半分や3分の2ぐらいにして目標達成できなかったけれども、最初の目標はクリアしていたとなれば後で計画の評価が難しくなる。ゼロに近づける努力をすることで、数値目標の設定はそのままにしてもよいかと思う。ただし、事務局は安心せずに今後とも削減の努力をしていただきたいと思う。
- ・利用満足度の向上についてはなかなか難しい面があると思う。満足度を聞く場合に、どのようなときに不満を感じるかについて条件設定を細分化してアンケートに答えてもら

うなど、不満の内容ができるだけはっきりとする設問にさせていただければと思う。トータルの満足度は、ここに書いてあるような形で示すとしても、内容を詳細にさせていただければ良いと思う。

- ・ 数値目標の設定については現状のままでもよろしいか。

(委員)

- ・ はい。

(委員)

- ・ 特に駅前の信号のある交差点で、自転車が歩道上で信号待ちをしていた場合、そこを避けて通るのが大変なときがある。通行スペースを確保するために自転車が歩道の歩行者だまりに進入してはいけないというマークを付けることは可能か。

(事務局)

- ・ 交差点部分は隅切りをして少し歩道を広げるが、自転車はどうしても場所を取るのなかなか難しい課題だと思う。信号待ちの場所について、今後の啓発活動で周知したい。

(委員)

- ・ バイクや車には免許証があり、免許更新のときは初心者に戻ってマナーなどを考える。自転車にも免許証をとるわけではないが、資料3に「正しくルール・マナーが認識されていない可能性があるため、マナーの浸透を図る。安全教室の実施法についても検討する」とある。小学校や保育所ではかなり行われているようだが、スマートフォンのながら運転など、高学年の方や大人でも自転車に乗りながらの事故がとて増えている。浸透を図るために具体的にどこで何をやるかなど検討し、もっと普及に力を入れてもいいと思う。中学生や高校生がスマートフォンを見ながら自転車に乗ることも含めて、乗る人のマナーによって随分と事故は減ると思う。ルール・マナーの浸透を図る方法が具体的に示されれば良いと思う。
- ・ 例えば坂道から子どもがストップせずに行ってしまうのが本当にヒヤリとして危ないので、学校でもっと言ってくれないかと思う。

(事務局)

- ・ ルールやマナーの浸透はなかなか難しい。小学校4年生ぐらいではほぼ全員が自転車に乗るようになるといわれている。茨木市内に32校ある小学校のうち十数校の4年生には、実際に自転車を持ってきてもらって運動場で乗り方と通行の仕方を教え、駐車車両の追い越し方法等、PTAの皆さんとも協力いただきながら交通安全教育を行っている。ただし、おっしゃるように、中学生や高校生も知識の吸収はするが、どうしても今はいいだろうとスマートフォンを一瞬見たりするので、引き続き危険性と、高校生の場合は賠償の話も入れながら、後悔することになるという教え方を徹底していく。啓発活動に関しては回数と周知が大事なので、ウェブとSNSにも力をいれている。

(委員)

- ・ 追加の目標設定に関連して、自転車に関する事故件数の減少について、平成30年度の事故件数の中で、恐らく死亡はないと思うが重症を伴う重大事故はあったか。もし、いま

だに重大事故があるのであれば、その点についてだけは目標を設定したいと思うがどうか。

(事務局)

- ・ここ何年かで死亡事故もあるかもしれない。今年は交通事故全体で4件の死亡事故があった。ただし、警察にもまとめてから聞かないといけないが、重症の件数と自転車関連の件数は別に数字を拾っているの、両方がリンクしたものはもう一度調べ直さないと分からない。ヘルメット着用が普及している関係もあるが、高齢者が重症事故に遭うことが多いとは聞いている。高齢者の場合は転んだときに手をつく等の動作がどうしても遅くなるので、頭部を打つことが多くなる。高齢化の進展と重症事故の件数の関係についてはデータを調べてみないとわからない。

(会長)

- ・イタルダ（ITARDA 公益財団法人交通事故総合分析センター）があるが、そこで生データにアクセスして調べられないか。われわれ一般人でも集計した数字はすぐ出てくるので、どこまで細かく見るかもあるが、もう少し細かく見られるか調べることは可能か。本当の一から調べ直さなければならないのは無理だが、ある所でデータベースになっている場合は拾えると思うので、自転車関連事故と死亡事故のような形でクロスさせるぐらいはできると思う。調べてください。

(事務局)

- ・自転車と重症の方の件数と平成30年の件数でどういう傾向が出るか分からないが、一度調べさせていただき、委員の皆さんに報告する。

(会長)

- ・60ページ、61ページにネットワーク候補路線の選定にパーソントリップ調査結果からと書いてあるが、その調査でなぜ路線も分かるのか。パーソントリップ調査で、ある特定路線の重要性や想定はできないと思うが、これはどのような理屈か。パーソントリップ調査で茨木市はいくつのゾーンに分かれているのか。

(事務局)

- ・特定路線の想定について、出発点と目的地、旅行（移動）手段に何を使ったかは分かっている、ほとんどが駅に行く方だと思う。そこから数字の多い所に対して、駅へ行く道の主要な所を通るだろうという想定はできるかと思う。確認する。
- ・ゾーンについては茨木市内の郵便番号地域で細分化しているが、確認する。

(会長)

- ・73ページに特殊部の例として交差点部の整備方法が書いてある。交差点部の整備は結構難しい。参考資料として大阪府道路交通環境安全推進連絡会議のデータ（法定外表示実施要領）があるが、大阪府はこの形で整備すると決定しているのか。基礎自治体である茨木市がこのような形で示してよいか。
- ・ガイドライン的なものでも、基礎自治体としてどこまできちんと明示するべきかについて、意見はあるか。

(委員)

- ここに載せているのは整備手法のガイドラインとしてこのようなものがあるという程度で、ここにあるような自転車の停止線の前出しといったものはまだ少ない。ただしガイドラインとして示したものをそのまま行う場合がほとんどなので、このような形でこれから全て行うということが考えられる。

(事務局)

- 73ページの上の交差点の整備方法の図は、国が出している自転車利用環境創出ガイドラインの中で利用されているもので、大阪府も国と同様の方針である。
- 前出しは自転車専用レーンや自転車専用通行帯における整備方法として、道路交通法の規制がかかったときに前出しするが、本市において、現在はこのような区間がないので前出しはしてない。
- 法定外路面標示はこの寸法で行うと大阪府が示しているものを茨木市も運用している。

(会長)

- 交差点以外の単路部は比較的考えやすいが、交差点の処理方法として、外国の例でオランダ等の自転車の先進国でも必ずこれが良いということはなく、まだ試行錯誤の段階ではと思う。

(委員)

- 同じ箇所について、矢羽根の幅も0.7メートルから1.0メートルと書いてあるが、実際は0.7メートル以下の所もあるのではないかと。

(事務局)

- 基本的には0.7メートル以上が設置可能な所だけを警察と協議している。幅員が3メートル以上の所や、1台の車がゆっくりと通っても横を通過できる所に、0.7メートルを目処に設置している。現在、市道の法定外の路面標示をしている区間は全てこの要件を満たしている。

(委員)

- ピクトグラムは法定外標示なので車で踏んでも問題はなく、幅員が取れないからといって小さい矢羽根にする必要はない。吹田市に近い箇所に削り取ったような0.5メートル未満の矢羽根も実際にあり、視認性の観点からも問題に思う。ここは自転車が通ることを車に対して示しているわけなので、幅員に関係なく、優先順位が高い所からどんどん幅のある矢羽根を設置してほしい。
- 仮に要件に合わないものがあつた場合は市民から、掲載されている規格に沿わない矢羽根があるといった意見も出てくると思うので注意してほしい。

(委員)

- 路面標示の塗装自体に厚みがあるので、例えば車が踏むとタイヤの音がバタバタ鳴るといことで、沿道の方に迷惑をかけることがある。

(委員)

- ・横断歩道や停止線を新しく引いたら、その路面標示の塗装の段差だけでしばらく苦情がくる場合がある。溶融式でないペイント式で対処する方法もある。

(会長)

- ・ピクトグラムを小さくして見えにくくならないようにはしてほしい。
- ・できれば本日で全ての意見をいただきましたところではあるが、意見の整理に少し時間をいただければと思う。

(事務局)

- ・中間見直し冊子素案を見て意見があれば、12月中に事務局に連絡をいただいた分については対応したいと思う。

(会長)

- ・中間見直し冊子素案への意見がある場合は後日、事務局へお知らせください。
- ・中間見直し案に関しては年度末に仕上げるための、簡単な年度末までのスケジュールを示してほしい。市民の皆さんへの公表方法等も念頭に置いて、次回委員会で協議会としての最終案にしたいと思う。

(事務局)

- ・次回の協議会の日程として2月中旬頃を予定している。その間にも、12月中にいただいた皆さんの意見をまとめて、2月の協議会までに整理しようと考えている。
- ・今回パブリックコメントは考えていない。資料を整理して2月中旬に第3回協議会を開催し、最終案について協議会で審議を行っていただきたい。

(会長)

- ・パブリックコメントを行わないのであれば、2月中旬にある次回の協議会で結論に達すれば、市で確認した上で公表することになるかと思う。次回の本協議会で最終案をまとめる段取りで、何か気になるところがあれば事務局に伝えていただきたい。2月中旬の最終協議会で大きな変更を求められてもなかなか難しいので、できるだけ12月末までに伝えていただきたいと思う。

(7) 閉会

- ・次回は2月中旬に開催を予定（開催日時は別途調整のうえ決定する。）